

飲酒運転根絶!

飲酒運転は
「しない」・「させない」・「許さない」



飲酒運転を見たらすぐに110番!

条例により、県民は飲酒運転を見かけた場合等は、警察官等へ通報するよう努めることとされています。

和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会



この印刷物は地球環境に優しい再生紙、
植物油インキを使用しています。

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例

飲酒運転根絶を目指し条例を制定しました

(平成31年4月1日施行)



条例の概要

県民の責務等

- 車の運転が見込まれる場合は、飲酒してはいけません。
- 飲酒が身体に与える影響に関する理解を深めるとともに、飲酒した場合はアルコールの影響がなくなるまで運転してはいけません。
- 飲酒運転を行おうとしている者又は飲酒運転を行っている者を見かけたときは警察（110番）に通報するように努めましょう。

飲酒運転で検挙された場合

※10月1日から施行

飲酒運転で検挙された場合（1回目）

アルコール依存症に関して専門医の診察を受けるように努めなければなりません。

5年以内に再度飲酒運転で検挙された場合（2回目）

アルコール依存症に関する受診を命じられます。

(命令に従わない場合は5万円以下の過料)

事業者の責務等

- 従業員が車両を運転する場合は、酒気を帯びていないことを確認するなど、飲酒運転の防止に必要な措置をとるように努めましょう。
- 飲食店営業者等※は、店舗ごとに飲酒運転の防止に関するポスターやステッカーなどを貼るよう努めましょう。
- 飲食店営業者は酒類を注文する利用客に来店時の交通手段を確認しましょう。車の利用者には、運転代行業者の利用やハンドルキーパーの指定など飲酒運転防止の措置がとられていることを確認しましょう。確認できない場合は酒類を提供してはいけません。

来店者が飲酒運転で検挙された場合

※10月1日から施行

1年以内に再度来店者が検挙され、公安委員会から飲酒運転防止の取組を指示されたにもかかわらず、その取組を怠ったとき

店名等を県警ホームページで公表され、指示書を店内に掲示することを命令されます

掲示しない場合、5万円以下の過料

- 駐車場所有者及び飲食店営業者（店舗に利用客のための駐車場を設けている場合）は、駐車場ごとに、利用者が見やすい場所に飲酒運転の防止に関するポスター等を掲示するよう努めましょう。

※飲食店営業者等・・・飲食店営業者及び酒類販売業者

和歌山県 環境生活部 県民生活課

電話：073-441-2350

FAX：073-433-1771